

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 500

平成21年 1月13日(火曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

裁判員制度で「休暇設ける」7割 裁判日数と精神ケアへの本音は?

今年5月に裁判員制度がスタートする。すでに昨年11月末に全国から約29万5,000人の裁判員候補者が選ばれ、その中から正式の裁判員が間もなく選ばれる運びとなる。社員が裁判員に選ばされると、休暇を合計して3～5日間くらい取らざるを得ない状況になる。読売新聞社が企業側の対応策を主要企業100社にアンケート調査したところ、「公務休暇を適用する」(38社)、「特別有給休暇を設ける」(36社)、「既存の有給休暇を申請」(1社)で、7割以上が何らかの「休暇」を与える、と回答している。「検討中」(23社)も入れれば100%近くが何らかの「有給休暇」で対応することが判った。

公務休暇とは、裁判の証人など、公人としての義務を果たすための特別休暇で、通常の年次有給休暇とは別の扱いである。社員側から見て、裁判員制度向けに新たに特別有給休暇を設けたのは歓迎されることであろう。通常の有給休暇は労基法の既得権であるから、裁判員のために使うことには疑問が残る、というのが理由であるようだ。

問題は裁判日数である。多くの企業は7日以上または5日以内を想定しているようだが、本音は3日くらいを特別休暇扱いで処理したい様子だ。殺人事件など悲惨な事件の審理に立ち会うことに起因する精神的ショックも尾を引く。そのケアも頭痛の種で、守秘義務(裁判員法101条)もあり、一企業のメンタルヘルス対応では限界もある、とする回答が目立った。

税務会計

年度内に実施する定額給付金給付 2月1日を基準日に対象者を判定

賛否両論が飛び交うなか、定額給付金を盛り込んだ2008年度第二次補正予算案が国会で審議されている。今回の補正予算案においては、定額給付金を給付するために必要な経費として、給付金額1兆9,570億円及び給付に要する事務費825億1,300万円の計2兆395億1,300万円が計上されている。

給付対象者は、2009年2月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている一定の者となる。給付対象者1人につき1万2,000円が給付されるが、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については2万円が給付される。

基準日において65歳以上の者とは、昭和19年(1944)2月2日以前に生まれた者、基準日において18歳以下の者とは、平成2年(1990)2月2日以降に生まれた者。受給権者は、住民台帳に記録されている者については、その者の属する世帯主となる。

定額給付金が盛り込まれた第二次補正予算案は来年早々に開かれる国会で審議されるが、ねじれ国会のなか、バラマキと批判する民主党が反対すれば、予算案成立が大幅に遅れる可能性もあり、麻生内閣が目指す年度内実施にも黄信号がとれる。また、9年前に実施された総額約6,200億円の地域振興券と比べれば、規模や対象人数も格段に大きく、給付事務を受け持つ地方団体の混乱も予想され、実施までにはまだまだ紆余曲折がありそうだ。

今週のキーワード

裁判員法101条

法は「予定者」や「候補者」を含む裁判員の氏名、住所など個人を特定できる情報について「何人(なんびと)も、公にしてはならない」。公とは、「不特定または多数の人が知りうる状態におく」ことで、家族、上司、同僚は「特定少数」なのでOK。不特定は、個人名の社内掲示板や連絡網、ネットやブログ公開で個人を特定できるもの、サークルや酒場、得意先などで相手構わず吹聴することはNO。裁判員が事件関係者から危害を受ける危険性に配慮しての保護規定とされる。